

## 2025年度 1期 民法 解答例

## 問題1

## 小問(1)

(1) 法定地上権（民法（以下、法令名省略）388条）の成立要件

- ① 抵当権設定時に土地の上に建物が存在
- ② 抵当権設定時に土地と建物の所有者が同一
- ③ 土地と建物の一方又は双方に抵当権が存在
- ④ 抵当権が実行されて土地と建物の所有者が別になる

(2) Aの立場からの主張

本件抵当権設定時には、甲土地の上に乙建物が存在し（①）、甲土地と乙建物はいずれもAが所有し（②）、本件抵当権は甲土地と乙建物の双方に存在し（③）、本件抵当権が実行されて甲土地はCが所有することになった結果、土地の所有者が建物と別になっている（④）。

よって、法定地上権の成立要件を充足している。

## 小問(2)

Cの請求に対して、Aは法定地上権の成立を主張しているが、Aの主張は認められるか。

本件抵当権設定後に、乙建物が焼失し丙建物が再築されていることから、土地及び地上建物に共同抵当権が設定された後に建物が焼失した場合に法定地上権が成立するかが問題となる。

土地及び地上建物に共同抵当権が設定された場合、抵当権者は土地及び建物全体の担保価値を把握しているから、抵当権の設定された建物が存続する限りは当該建物のために法定地上権が成立することを許容するが、建物が焼失したときは土地について法定地上権の制約のない更地としての担保価値を把握しようとするのが、抵当権者の合理的意思である。

したがって、共同抵当権が設定された後に建物が焼失した場合には、法定地上権は成立しないと解する。

本件では、本件抵当権設定後に、乙建物が焼失していることから、法定地上権は成立せず、Aの主張は認められない。

よって、Cの請求が認められる。

## 小問(3)

●最判平 9.2.14【百選  
189】

土地にのみ抵当権が設定され、その後に建物が焼失した場合に法定地上権が成立するかが問題となる。

土地にのみ抵当権が設定された場合、抵当権者は底地としての担保価値を把握しているに留まることから、建物が取り壊されたとしても、法定地上権の成立を認めることが抵当権者の合理的意思には反しない。

したがって、土地にのみ抵当権が設定され、その後に建物が焼失した場合には、法定地上権は成立すると解する。

よって、小問(3)では、Aの主張が認められるため、Cの請求は認められない。

## 問題2

### 小問(1)

Xの債権差押命令もYの債権譲渡通知もBに到達しているから、債務者対抗要件（467条1項）は具備している。

では、この場合における両者の優劣をいかに解するべきか。

まず、467条2項の「第三者」とは当該債権譲渡と両立し得ない法的地位を取得した者をいうため、債権譲渡の譲受人にとって同一債権に対する差押権者も「第三者」に当たる。

また、467条2項の趣旨は、債権譲渡の事実に関する債務者の認識を通じて第三者に対する公示機能を営ませようとした点にあるところ、通知が債務者に到達して初めて債務者は債権譲渡の事実を認識できる。

そこで、両者の優劣関係は、債権差押命令が当該債権の債務者に送達された時点と債権譲渡が第三者対抗要件を具備した時点の先後で決すると解する。

もともと、本件では、Xの債権差押命令とYの債権譲渡通知が同時にBに到達しており、優劣が定まらない。

では、債務者は、優劣が定まらないことを理由に債務の履行を拒むことができるか。

そもそも、XとYは、債務者との関係では完全に有効な対抗要件を具備しているから、両者ともに債務者に対して支払請求できる。

そこで、債務者は、優劣が定まらないことを理由に債務の履行を拒むことはできないと解する。

よって、Bは、X又はYのいずれかに弁済をしない限り、両者からの支払請求を拒絶することはできない。

小問(2)

債権差押命令の送達と債権譲渡通知の到達の先後関係が不明で、債務者が債権者不確知を理由に供託（494条2項本文）した場合、差押債権者又は債権譲受人は全額の供託金還付請求（498条1項）をできるかが問題となる。

この場合、両者の優劣が決まらない以上、債権者平等の原則が妥当する。

そこで、公平の観点から、差押債権者と債権譲受人は供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得すると解する。

よって、XとYは供託金還付請求権をそれぞれ25万円ずつ取得するに留まり、一方が50万円全額の供託金還付請求をすることはできない。

以上

●最判平 5.3.30【百選  
II 24】